

道路は駐輪場じゃない！

問い合わせ▶維持管理課

■**自転車等放置禁止区域**
JR安城駅、名鉄新安城駅・南安城駅周辺は「自転車等放置禁止区域」に指定されています。区域内の道路や歩道に、自転車などを放置してはいけません。放置された自転車は、即日撤去し、返還には1台1000円の

11月は放置自転車クリーンキャンペーン月間です。自転車利用者のモラル向上を目指し、県内一斉に啓発活動を行います。放置自転車をなくすには、利用者一人ひとりの協力が必要です。駐輪には、自転車駐車場や預かり所を利用しましょう。



駅周辺に放置された自転車は、歩行者の通行障害を引き起こし、街の美観を損ねます。

■**自転車駐車場を利用するときは**
次のルールを守り、気持ちよく利用できるようにしましょう。
①通路・入口付近への駐輪や割り込みをせず、整理して置きましよう。
②場内に係員がいるときは指示に従いましょう。
③場内に長期間放置されている自転車などは移動・撤去することがあります。

移動費用が必要になります。また、移動日から60日たっても引き取りのないものは処分します。※昨年度は1348台を放置自転車として移動しました。



一台の放置自転車が、さらに多くの放置自転車を生み出します。

■**自転車の処分は正しく**
不要になった自転車は、リサイクルプラザに持ち込むか、粗大ごみ処理券を購入して処分を依頼してください。自転車を公共の場所に捨てたり、ごみステーションに置いたりしないください。
処分の依頼は↓環境保全課(清掃事業所内) ☎(76)3053